



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 高 田 機 工 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 寶 角 正 明  
(コード番号 5923 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 執 行 役 員  
管理本部長 梶 義明  
(電話：06-6649-5100)

### 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、単元株式数の変更（以下、「本単元株式数の変更」という。）及び本単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 88 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）において株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取り組みが推進されていることを踏まえ、当社は本年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本単元株式数の変更に係る定款一部変更は、会社法第 195 条第 1 項に基づき、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行なうことといたしました（以下、「本株式併合」という。）。

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	22,375,865 株
株式併合により減少する株式数	20,138,279 株
株式併合後の発行済株式総数	2,237,586 株

(注) 上記「株式併合により減少する株式数」、「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 本株式併合による影響等

本株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式 1 株あたり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 本株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	2,712 名 (100.0%)	22,375,865 株 (100.0%)
10 株未満所有株主	251 名 (9.3%)	333 株 (0.001%)
10 株以上所有株主	2,461 名 (90.7%)	22,375,532 株 (99.999%)

(注) 上記の株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 251 名（所有株式数の合計 333 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、本株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、変更したものとみなされます。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
6,560 万株	656 万株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の目的

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に記載の本株式併合に係る議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更し、上記「2. 株式併合(5)効力発生日における発行可能株式総数」に記載のとおり、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）が変更されます。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第 2 章 株式 第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,560 万株</u> とする。	第 2 章 株式 第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>656 万株</u> とする。
第 7 条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 7 条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(注 1.) 上記定款第 6 条(発行可能株式総数)につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に変更されたものとみなされます。

(注 2.) 上記定款第 7 条(単元株式数)につきましては、会社法第 195 条第 1 項に基づき、取締役会の決議によって変更を行うものです。

#### (3) 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更及び本株式併合並びにこれらに伴う定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 25 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日（予定）
本単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
本株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

## 【ご参考】

### 単元株式数の変更と株式併合に関するQ & A

#### Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない株式にすることです。今回当社では、10株につき1株の割合で併合いたします。

#### Q 2. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A. 全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取り組みが推進されていることを踏まえ、当社は、本年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10株を1株に併合）を行なうことといたしました。

#### Q 3. 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、単元株式数を1,000株から100株に変更したうえで、10株を1株に併合いたします。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

#### Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	3,000株	3個	300株	3個	なし
②	1,555株	1個	155株	1個	0.5株
③	12株	なし	1株	なし	0.2株
④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②～④）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記、例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、上記の例②～④の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 5. 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。**

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有する弊社株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお、端数が生じる場合の処理については、上記Q 4をご参照ください。

**Q 6. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。**

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q 4に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

**Q 7. 具体的なスケジュールを教えてください。**

A. 次のとおり予定しております。

- 平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会日
- 平成 29 年 9 月 26 日 現在の単元株式数 1,000 株単位での売買最終日
- 平成 29 年 9 月 27 日 売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。  
株価に株式併合の効果が反映されます。
- 平成 29 年 10 月 1 日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。
- 平成 29 年 11 月上旬 株式併合割当通知(株式併合後の株式数等)を送付します。
- 平成 29 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金をお支払いします。

**Q 8. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

A. 特に必要なお手続きはありません。

なお、上記Q 4に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを弊社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

以上

**【お問い合わせ先】株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関)**  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話番号 0120-782-031(フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝祭日を除く)